

平成二十年十二月五日提出
質問第三一八号

泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木宗男

318

泥酔により負傷した海上自衛隊員の搬送等に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七〇第二四九号）を踏まえ、再度質問する。

一 本年十月十六日、東京都小笠原村の海上自衛隊硫黄島航空基地に勤務する一等海曹（以下、「一等海曹」という。）が、新入隊員の歓迎会等で内規を超える量の酒を飲んで泥酔し、転倒してケガをしたことを受け、翌十七日、同基地からのSOS信号を受けた海上自衛隊厚木基地よりP3C哨戒機が出動し、

「一等海曹」を同基地に搬送し、東京都世田谷区の自衛隊病院に入院させる騒動があった。前回質問主意書で、P3C哨戒機を用いた「一等海曹」の搬送に係った約百八万円の費用は誰が負担するのかと問うたところ、「前回答弁書」では「隊員がけがをし、緊急に専門医療機関での精密検査等が必要となった場合であって、航空機等を使用することが必要なときに、当該隊員を空輸することは必要な措置であり、今回の航空機による搬送にかかった費用については、一般会計予算から支出されることとなる。」との答弁がなされている。では、P3C哨戒機を用いた「一等海曹」の搬送に係った費用は、防衛省のどの予算項目から支出されるのか明らかにされたい。

二 「一等海曹」の搬送に係った約百八万円の支出のうち、「二等海曹」本人による負担は含まれている

か。

三 「一等海曹」の騒動について、現在防衛省において事実関係の調査（以下、「事実関係の調査」という。）が行われていると承知する。「前回答弁書」では「事実関係の調査」について「当該調査の終了時期についてお答えすることは困難である。」との答弁がなされているが、そもそも防衛省において「事実関係の調査」を開始した日にちはいつか。

四 「事実関係の調査」の現時点での進捗状況を明らかにされたい。

五 これまでの答弁書で、防衛省は「事実関係の調査」の結果に基づいて関係者を処分する等の厳正な対処を行う考えでいる旨の答弁をしているが、現時点で騒動の発端となる軽率な行動を取った「一等海曹」本人に対して、どのような処分が下されているのか説明されたい。

右質問する。